

## 7 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 将来世代への支援に係る緊急提言

### ～危機を転機に…コロナに負けない力強い世代とするために～

新型コロナウイルス感染症対策の推進にあたり、学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言をはじめ、各提言等に真摯にご対応いただき、深く感謝申し上げます。

緊急事態宣言が全面的に解除され、穏やかな日常に向けた願いと努力により、学校再開の流れを迎えているが、これまでの間、外出自粛の要請等の対策により、子どもたちが卒業、入学の出会いと別れという人生の中で大切な時間を失い、友人と過ごす時間や、運動や学びの時間が十分に確保できていない状況が生じている。

また、日々、不安や心細さを感じながら、保護者の帰りを待つ子どもたちへの心のケアや保護者が罹患し取り残された子どもへの対応、さらには再び、新たな就職氷河期が到来するのではないかという不安な気持ちの中、親や自身の収入減により修学の継続が困難となった学生等への支援など様々な対応が求められている。

今回の新型コロナウイルス感染症により、弱い人はさらに弱く、困っている人はさらに困る状況となっている。感染症の影響により、先が見えなくなり、子どもたちが本来持っている力を発揮できなくなることは決してあってはならない。

社会にとってかけがえのない存在である子どもたちを、誰ひとり取り残すことがないように、生まれる前から自立するまでの切れ目のない支援を行い、夢や希望を持って生きていくために、国と各自治体が一体となり緊急的な対策を実施していく必要がある。

ついては、政府におかれては子どもを第一に考え、下記のとおり緊急に対策を講ずるよう強く提言する。

### 記

#### 子どもを安心、安全に生むことができるために

##### 1 妊娠・出産等への支援

一般的に妊婦の方は、肺炎にかかった場合、重症化する可能性があることや胎児へのウイルス感染に対する不安や、帰省分娩の取りやめによる不安等を感じる方が少なくないことから、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供及び相談体制の拡充や感染防止の取組等が重要である。

##### (1) 情報提供及び相談体制の拡充等への支援

本年5月の連休中の期間に、国が日本助産師会の協力を得て「新型コロナウイルスに関する妊産婦等臨時相談ダイヤル」を開設したが、

このような取組を国において継続するとともに、自治体が実施する妊産婦や乳幼児の保護者への情報提供や、相談窓口の拡充、支援の充実等に対する財政的支援を行うこと。

#### (2) 院内感染防止等の取組への支援

周産期母子医療センターをはじめとする分娩取扱医療機関が行う院内感染防止等の取組への財政支援を行うこと。

#### (3) 休業補償に対する財政的支援の拡充

感染リスク軽減のために雇用主が妊娠中の従業員を休業させた場合に賃金の全額を国が補償するなど、財政支援を拡充するとともに、代替人員を確保するための経費助成などの制度の充実を図ること。

#### (4) PCR検査等に対する財政的支援

分娩が近い妊婦のうち、検査を希望する妊婦へのPCR検査等の実施に対する財政的支援を行うこと。

### 保護者の感染により残された子どもを守るために

#### 2 保護者の感染等により在宅での生活が困難になった子どもへの支援

##### (1) 子どもの生活場所確保のための支援

保護者が感染により入院した場合や、自宅以外で一定期間の療養を続ける必要がある場合等に必要となる、子どもの生活場所や受入体制の確保、環境整備等の生活支援に対する財政的支援を図ること。

##### (2) 児童相談所等の業務継続への支援

在宅での生活が困難となった子どもへの支援を行う児童福祉司や施設職員等、支援者の感染リスクが高まることから、児童相談所や施設等の業務継続が可能となるよう、感染予防対策や人的支援を実施すること。

### 子どもの心と体を守るために

#### 3 児童虐待やDVの相談体制及び周知の強化

新型コロナウイルス感染対策のための学校等の一斉臨時休業や、外出自粛、休業が続くことへの生活不安、ストレス等により、児童虐待やDV（配偶者やパートナーから受ける様々な暴力）の被害が増える懸念が高まっている。

##### (1) 相談体制の拡充

国においてDV相談体制が拡充され、新たにSNS等を活用した「DV相談+（プラス）」が開始されたところであるが、児童虐待の未然防止や早期発見のため、SNSを活用した相談体制などの取組を国として拡充すること。

##### (2) 相談体制の周知

現在実施している相談等の支援の取組が、必要とされる人に届くよう、周知の更なる強化を行うこと。

## 子どもの育ちを支える環境を整えるために

### 4 保育所及び放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所等への支援

#### (1) 保育士及び放課後児童支援員等の処遇改善

医療従事者など社会的な機能を維持するために就業を継続する必要がある者を支え、日々感染の不安を抱えながらも勤務を継続している保育士や放課後児童支援員等の努力に応えるため、更なる処遇改善等の取組を進めること。

#### (2) 処遇加算における研修要件の柔軟化

新型コロナウイルス感染症対策により、処遇改善の要件となる保育士等を対象とした研修の実施が延期されるなど影響が出ていることから、研修受講を加算取得の要件とする時期について、柔軟に対応すること。

#### (3) 保育士試験の受験者への配慮

新型コロナウイルス感染症対策により、全都道府県で前期試験が中止となった令和2年の保育士試験（筆記試験）については、年2回の受験機会の確保や、既に合格した科目の試験の免除期間延長など、例年の受験者と比して不利益を被ることがないように対策を講ずること。

#### (4) 認可外保育施設への支援

地域での保育の受け皿となっている認可外保育施設は、主に保育料収入により運営されているが、運営の自粛や利用者の減少により収入が減少し、存続が危ぶまれる施設も生じていることから、認可施設と同様に、保育料収入の減少に対する財政的支援を講ずること。

#### (5) 放課後等デイサービス事業所への支援

学校の一斉臨時休業以降、障害児の居場所を確保するため、放課後等デイサービス事業所は長時間対応等を行っているが、地域によっては対応が長期化することにより、人員の確保等が厳しい事業所も生じていることから、障害児の居場所の確保のため、事業所運営に対する支援策を講ずること。

## 子どもの不安に寄り添うために

### 5 不安を抱えた子どもへの対応

#### (1) スクールカウンセラー等の専門職員の配置への支援

学校等の一斉臨時休業や、外出自粛要請等の中で子どもは、日々の生活だけでなく将来についても不安やストレスを抱え生活している。子どもへの長期的な支援を念頭に、心のケア等を行うスクールカウンセラーや、家庭を含めた環境への働きかけ等を行うスクールソーシャルワーカーなど専門職員の配置について、財源措置も含めた更なる支援を行うこと。

## (2) 子どもが安心して過ごせる居場所づくり

緊急事態宣言により外出自粛要請が続くなど、地域での子どもの居場所づくりの取組である「子ども食堂」や「フリースクール」、「フリースペース」等の活動継続が厳しい状況にある。そうした中、困窮世帯や虐待を受けている子どもたち等のために食事の宅配なども含め工夫しながら事業を実施している団体等への支援を拡充すること。

また、やむを得ず休止している団体等が運営を再開できるよう、好事例を発信するとともに、感染拡大防止に係る衛生用品等の配布、家賃への補助など財政的支援を行うこと。

## 子どもが社会で安心、安全に暮らせるために

### 6 学校等の臨時休業期間中の防犯

#### (1) 防犯対策の実施

学校等の一斉臨時休業等を実施している中で、留守番中の子どもが、空き巣の犯人等と鉢合わせする事件等が発生していることから、防犯対策について万全を期すこと。

#### (2) 防犯に関する周知啓発

子どもが留守番時に犯罪に巻き込まれることを防ぐため、具体的な注意事項や対応方法等について、家庭内や地域等で防犯対策が実施できるよう、子どもや保護者等に向けメディア等を通じて注意喚起するなど、広範な周知啓発を行うこと。

## 子どもの学びを保障するために

### 7 学校等の臨時休業期間中等の学ぶ機会の確保

#### (1) ICTを活用した学習支援

臨時休業を実施する場合は、教育クラウドサービスや遠隔教育システム等ICTを活用した学習支援の導入など国において一定水準の教育を受けられる効果的な学びの機会の確保の方策及び出席に関する弾力的運用の方針を示すとともに、そのための財政支援を高校段階も含め行うこと。

#### (2) ICTを活用した学習における学習評価

自宅等でICTを活用した学習支援を実施した場合における学習評価の在り方について、制度的な検討を行うこと。

#### (3) 外国人の児童生徒の学びの保障

近年増加している外国人の児童生徒の学びの保障の観点から、ICTを活用した学習において、多言語対応が可能な教材の作成等、多言語対応のための措置を講ずること。

#### (4) 学習の機会の確保

遠隔授業により学習機会を確保するため Society5.0 にふさわしい

学習環境を迅速に整備すること。また、遠隔授業を正式な授業として早期に認めること。

#### (5) 留学の機会等への支援

留学等の機会を失った学生等や、留学の継続が困難になっている学生等の実態を把握するとともに、修学の継続や学ぶ機会の確保に向けた支援を検討すること。

### 学校生活を安全で充実したものにするために

#### 8 学校等の臨時休業期間終了後の対応

##### (1) 科学的知見に基づいた考え方の提示

学校等の臨時休業期間終了後に混乱することなく安心して学習に取り組めるよう、発熱時の対応や、空調や換気、トイレや給食施設等における衛生面での配慮、感染症予防に関する教育など、科学的知見に基づいた考え方を提示すること。

##### (2) 各教科のカリキュラム等の見直し

学校休業期間中に生じた学習機会の不足や学力格差の拡大を踏まえ、今年度中の学年のあり方を含めたカリキュラムの見直しを早急に行うこと。

##### (3) 効果的な教育を行うための支援

通常の授業日数が確保できない場合に、短期間でより効果的な教育を行うために必要となる、非常勤を含む教員や指導員、専門スタッフの増配置や、感染症予防対策のために必要となる施設及び設備の改修等について財政的支援を行うこと。

##### (4) 教育実習の履修や教員免許更新講習の弾力的な運用

学校の臨時休業の長期化による教育実習の履修や、教員免許更新講習の受講が困難な状況を踏まえた教員免許取得予定者及び更新予定者に対する単位認定等の更なる弾力的な運用を実施すること。

##### (5) 秋季入学導入の議論の実施

秋季入学については、教育のみならず社会・経済・地域に大きな影響を与える国家的改革論議であることから、当事者である子どもの意見を反映させながら、各界各層を交えて骨太の議論をしっかりと行い、その結論を得ること。

### より困難な状況にある家庭を支えるために

#### 9 生活に困難さを抱える家庭への支援

##### (1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は非正規雇用の割合が高く、勤務先の休業等により収入が減少する家庭が多くみられるため、児童扶養手当を受給する世帯等に対し、臨時緊急的かつ持続的な支援制度を構築すること。

## 学生の学びを守るために

### 10 修学継続のための学生等への支援

#### (1) 家計の急変等への支援の拡充

家計の急変等により退学、休学を余儀なくされることのないよう、支援のための緊急給付を速やかに行うこと。

## 学生が安心して次のステージへ進めるために

### 11 学生等が安心して就職活動に取り組むことができる環境の整備

現在、学生等の就職環境は、大学キャリアセンターの業務の一時停止や就職説明会の中止、さらには、外出自粛要請等により就職活動が十分にできない状況となり、高校生においても長期間に及ぶ休業期間により、進路決定までのスケジュールに大幅な遅れが生じている。

#### (1) 採用の維持に向けた経済界への更なる要請

再び就職氷河期世代を生み出すことがないように、新規卒業生の採用の維持に向け、経済界への更なる要請を行うとともに、企業が採用抑制を行わないための支援策を講ずること。

#### (2) 学生等の現状に配慮した採用活動

インターネット回線を利用した就職活動の機会の確保や、面接や試験の時期等を柔軟に設定するなど、学生等の現状に配慮した採用活動を行うよう経済界に対して最大限の要請を行うこと。

#### (3) 技能検定の着実な実施

令和2年度前期技能検定が実施されないことにより、学習意欲の低下や就職活動、採用後の処遇面等で不利益が生じる可能性があることから、技能検定を早期に実施すること。

## 子どもの生活を支える人々を守るために

### 12 医療従事者等や感染者、その家族等の人権を守る取組

#### (1) 正しい情報発信及び人権教育、啓発の強化

自らの感染リスクと隣り合わせの中で現場を支えている医療従事者、子どもたちの日々の生活を守るため懸命に従事している保育士や放課後児童支援員等、凶らずも感染者となった方、さらにはその家族等に対する風評被害や人権侵害から守るため、感染症についての正しい情報発信（感染リスクや要因、自分たちの生活を守ってくれている方々への感謝など）や人権教育、啓発を強化すること。

## 子どもの活躍の場を創出するために

### 13 子ども・若者の活躍の場の創出

#### (1) 活躍の場の創出

全日本吹奏楽コンクールや全国高等学校総合体育大会をはじめ各

種全国大会の相次ぐ中止などにより、目標や活躍の場を失った子どもたちが、新しい目標、希望を持てるよう、国において文化・スポーツの活躍の場を創出するとともに、地域において場を創出する際には支援すること。

## **子どもや若者たちが夢を描ける社会にするために**

### **14 終息後の新しい社会体制の構築**

#### **(1) 課題等の把握と見直し**

次に感染症が発生した際、迅速かつ柔軟に対処できるよう、国の責任において、子育てに係る支援者等の感染症対策における実態を調査し、今回判明した課題や対応の好事例を共有し、施設における緊急時の体制等についての考え方の提示や、将来に向けた具体策を講ずること。

#### **(2) 新しい社会対応の構築**

インターネットを活用した教育やテレワークがいつでも可能となるような環境整備をするなど、新しい社会体制を構築すること。

新しい生活様式や、感染予防の観点からの保育所等の施設における配慮すべき環境などを必要に応じて示すとともに、施設改修等の支援を検討すること。

#### **(3) 病原体検査等の仕組みの構築**

保育所等の社会福祉施設や医療現場で働く職員の感染リスク等を軽減させるため、病原体検査や優先実施について有用性を検証すること。

#### **(4) 衛生用品等備蓄の取組**

市場において入手が困難となったマスク等の衛生用品等について国家備蓄を行うとともに、感染拡大時に迅速な無償配布が可能となるよう仕組みを構築すること。

#### **(5) 将来世代が希望を持てる社会の構築**

新型コロナウイルス感染症の影響により、約3か月の間、自由に遊ぶ機会や、教育を受ける機会、人と関わる機会などを失ってきた子ども・若者たちの、日々耐えてきた頑張りをしっかり見つめるとともに、今後も国が中心となって中長期的な支援策を実施していくこと。

支援の実施にあたっては、子ども・若者たちが、今後不利益を被ることがなく、新たに夢を描ける体制を構築すること。